

# この崖、誰の土地？

横浜市会議員 こんの典人

今年7月の西日本豪雨、  
台風21・24号は、これま

での想定を超える異常気  
象により、各地で多くの  
土砂災害や浸水被害を引  
き起こしました。特に西  
日本豪雨では土砂災害が  
約1800件発生し、2  
27人の尊い命が失われ  
る大災害になりました。

市内に9800カ所

横浜市では、平成27年  
から土砂災害の発生が警  
戒される区域内の崖地約  
9800カ所に専門家を  
派遣し、現地調査を進め  
てきました。それを踏ま  
え急傾斜地崩壊危険区域  
に709カ所を指定し、  
うち671カ所で崩壊  
防止工事を実施してい  
ます。

い場合、施工条件が難し  
い場合、土地所有者が不  
明のため対策工事に同意  
が得られない場合などは、  
工事に着手することがで  
きません。

私が以前相談を受けた  
崖地のケースでも5人中  
2人の土地所有者を探す  
ことができず、そのまま  
になってしまいました。

崖の特別措置法が必要

同意得られず未着手も

しかし、工事のため  
の進入路が確保できな

平成27年、空き家問題  
については、放置すると  
保安上危険な空き家の場  
合は、強制撤去ができる

とする特別措置法ができ  
ました。

私は、9月26日の特別  
委員会で、横浜市として  
国に対し、所有者不明の  
崖地についても崩壊を防  
ぐ工事を進められるよう、  
崖地対策に有効な法整備  
を働きかけるべきと林市  
長に求めました。今後、  
高齢化がさらに進むこと  
で不明土地の問題も増加  
すると思われます。崖地  
対策は待ったなしです。  
台風や豪雨など、自然災  
害は待つてはくれません。

民権フォーラム 横浜市議員  
**こんの典人事務所**  
緑区鴨居3-1-14-105  
☎045-929-3030  
☎045-342-4330  
✉konno@konno-norito.com  
http://konno-norito.com/  
市民相談を受け付けています。お気軽にご連絡下さい。

